



熊本県公報

第 1 2 0 0 7 号

平成 23 年 5 月 6 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。	(社会福祉課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関の変更	(〃)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により指定医療機関の廃止	(〃)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	4
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退	(高齢者支援課)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	6
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	7
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	7
○保安林の指定	(森林保全課)	7
○保安林の指定	(〃)	8
○予算の専決処分	(財政課)	8
○土地改良区役員就任の公告	(農村計画課)	10
○労働関係調整法第10条に基づくあっせん員候補者名簿の公示	(労働委員会)	10
○東日本大震災に対処するための熊本県職員勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則	(人事委員会)	11
○熊本県に公平委員会事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(〃)	11

告 示

熊本県告示第501号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成 2 3 年 5 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯 科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
どうのうえ歯科クリニック	上益城郡山都町浜町 1 8 6 番地 5	平成 2 3 年 4 月 7 日
はすだ歯科クリニック	天草市志柿町 6 6 8 5 番地 2	平成 2 3 年 4 月 1 8 日

(訪 問 看 護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション合志	合志市幾久富 1 7 5 8 番地 1 7	平成 2 3 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション和音	八代市出町 4 号 1 8 番地	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 5 0 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 5 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(調 剤)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
イオン薬局八代店	名 称		平成 2 3 年 3 月 1 日
	ジャスコ八代店薬局	イオン薬局八代店	
イオン薬局熊本クレア店	名 称		平成 2 3 年 3 月 1 日
	ジャスコクレア熊本店薬局	イオン薬局熊本クレア店	

熊本県告示第 5 0 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてそ

の例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
紫藤医院	水俣市丸島町1丁目6番1号	平成23年3月28日
中川医院	荒尾市上井手1021番地1	平成23年3月31日
西岡外科胃腸科医院	玉名郡長洲町清源寺2635番地	平成23年3月31日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
浜坂歯科医院	合志市須屋2533番地5	平成23年3月24日
井形歯科医院	山鹿市山鹿46番地	平成23年3月31日

(訪問看護ステーション)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション ・さがら	球磨郡相良村大字川辺1778番地	平成23年3月31日

熊本県告示第504号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
鈴蘭 訪問介護センター 熊本市田迎三丁目4番21号	株式会社ライフサポート ・クマモト	平成23年5月1日

熊本県告示第505号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ヘルパーセンターてとろ城山 熊本市城山下代二丁目14番22号	特定非営利活動法人生き生きネットワークてとろ 名古屋市北区大曾根二丁目11番5号 八神 威雄	平成23年5月1日	4310101227	居宅介護・重度訪問介護
障害者在宅サービス鈴蘭 熊本市田迎3丁目4-21	株式会社ライフサポート・クマモト 熊本市田迎三丁目4番21号 梨田 直基	平成23年4月20日	4310101235	居宅介護・重度訪問介護

熊本県告示第506号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
玉名ワークステーション 玉名市岱明町下前原607	有明ワーク・アソシエーツ株式会社 福岡県大牟田市不知火町二丁目5番地1シーザリオン2階 平野 義広	平成23年5月1日	4310400280	就労継続支援A型

熊本県告示第507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
松本医院 葦北郡津奈木町岩城510番地	松本 央	平成23年3月31日

熊本県告示第508号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービスを次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターもみじ 天草市五和町二江1484番地6	医療法人扶桑会	平成23年5月1日

熊本県告示第509号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターもみじ 天草市五和町二江1484番地6	医療法人扶桑会	平成23年5月1日

熊本県告示第510号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション みうら 菊池郡菊陽町津久礼2334番地3	株式会社みうら	平成23年5月1日

熊本県告示第511号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション みうら 菊池郡菊陽町津久礼2334番地3	株式会社みうら	平成23年5月1日

熊本県告示第512号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 みうら 菊池郡菊陽町津久礼2334番地3	株式会社みうら	平成23年5月1日

熊本県告示第513号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターさとがえり 山鹿 山鹿市鍋田2069番地1	有限会社さとがえり	平成23年5月1日

熊本県告示第514号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターさとがえり 山鹿 山鹿市鍋田2069番地1	有限会社さとがえり	平成23年5月1日

熊本県告示第515号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション みゆき苑 玉名市岩崎1042番地	株式会社一久	平成23年5月1日

熊本県告示第516号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション みゆき苑 玉名市岩崎1042番地	株式会社一久	平成23年5月1日

熊本県告示第517号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション ラシクア ーレ 熊本市平田二丁目20番8号	株式会社SHIFT	平成23年5月10日

熊本県告示第518号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション ラシクア ーレ 熊本市平田二丁目20番8号	株式会社SHIFT	平成23年5月10日

熊本県告示第519号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町樫木字樫木175番、176番、179番、182番、183番、187番
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字樫木179番・182番・183番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第520号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援センターテ クニカル工房 合志市御代志134 2番地	社会福祉法人 ひ まわり福祉会 合志市御代志13 42番地 小笠原 嘉祐	平成23年 5月1日	4322900251	共同生活援助 共同生活介護
グループホームわた ぼうし 荒尾市大島字松原5 2番2	医療法人 洗心会 荒尾市荒尾199 7番地 水町 五郎	平成23年 5月1日	4320300165	共同生活援助

熊本県告示第521号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
NPO法人プレス 山鹿市菊鹿町池永1 04-1	NPO法人 プレ ス 山鹿市菊鹿町池永 104-1 田中 勝徳	平成23年 5月1日	4310500212	就労継続支援A型

熊本県告示第522号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市魚貫町字瀬白3195番8、字新田平3196番5
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第523号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字七嶋田2421番2、2422番1、2421番3・2421番4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字七嶋田2421番2から2421番4まで・2422番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第524号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成23年4月27日付けで専決した平成23年度熊本県一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成23年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 1 号

平成23年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

平成23年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,439,646千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年4月27日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		1	129,222	129,223
	1 繰越金	1	129,222	129,223
歳 入 合 計		721,310,424	129,222	721,439,646
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		31,015,189	23,806	31,038,995
	1 総務管理費	12,193,193	19,806	12,212,999
	2 防災費	1,248,549	4,000	1,252,549
2 民生費		95,236,808	81,116	95,317,924
	1 災害救助費	10,711	81,116	91,827
3 農水産業林費		52,433,712	9,300	52,443,012
	1 農業費	11,496,751	9,300	11,506,051
4 商工費		34,696,091	15,000	34,711,091
	1 商業費	27,864,885	15,000	27,879,885
歳 出 合 計		721,310,424	129,222	721,439,646

公 告

熊本県公告第 2 3 6 号

上益城郡益城町に事務所を置く益城町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 3 年 5 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	宮本 紀六	上益城郡益城町大字上陣 4 6 1 番地

登載依頼

熊本県労働委員会告示第 2 号

労働関係調整法（昭和 2 1 年法律第 2 5 号）第 1 0 条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成 2 3 年 5 月 6 日

熊本県労働委員会会長 石 橋 洋

氏 名	現 職
石 橋 洋	熊本県労働委員会会長
津 留 清	熊本大学法科大学院法曹養成研究科教授 熊本県労働委員会会長代理 弁護士
倉 田 榮 喜	熊本県労働委員会公益委員 弁護士
藤 野 芳太郎	熊本県労働委員会公益委員 株式会社熊本日日新聞社役員待遇経営計画調整室長
池 上 恭 子	熊本県労働委員会公益委員 熊本学園大学商学部教授
椎 葉 武 文	熊本県労働委員会労働者委員 全九州産交運輸労働組合執行委員長
手 嶋 一 弘	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会会長
田 北 尚 勝	熊本県労働委員会労働者委員 全日通労働組合熊本県支部執行委員長
上 田 淳	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会事務局長
前 平 亜希子	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部特別執行委員
西 田 進 一	熊本県労働委員会使用者委員 西田鉄工株式会社代表取締役社長
岩 永 邦 子	熊本県労働委員会使用者委員 元株式会社鶴屋百貨店非常勤顧問
沼 田 吉 輝	熊本県労働委員会使用者委員 白鷺電気工業株式会社代表取締役
大 城 由加里	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社レイメイ藤井本店管理部部長
中 川 幸 生	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
柳 田 幸 子	熊本県労働委員会事務局長
吉 富 寛	熊本県労働委員会事務局審査調整課長
大 谷 祐 次	熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課長

東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。
平成23年5月6日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第19号

東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）第13条及び第16条第1項の規定の適用については、第13条の表4の項中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、(1)に掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」と、第16条第1項中「第13条の表」とあるのは「第13条の表（東日本大震災に対処するための熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（この規則の失効）
- 2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年5月6日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第20号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表天草市の部市長部局の項中「総務課課長補佐」を「総務課課長補佐 企画課課長補佐 行財政改革推進課課長補佐」に、「行政改革係長」を「行財政改革推進係長」に改め、同表大津町の部町長部局（会計課を含む。）の項及び教育委員会の項中「部長」を「部長 次長」に改め、同表菊陽町の部町長部局の項中「（人事係及び財政係）」を「（人事秘書係）」に改め、同表小国町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計管理室を含む。） 隣保館 地域包括支援センター 老人ホーム 保育園	会計管理者 課長 室長 係長 館長 事務長 施設長 園長
------	--	--

別表市町村の表産山村の部村長部局の項を次のように改める。

村長部局	本庁（会計室を含む。） 保育園 診療所	会計管理者 課長 課長補佐 園長 所長
------	---------------------------	---------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。